



島根労働局発表  
平成31年4月9日(火)

担当 島根労働局職業安定部職業対策課  
職業対策課長 内田 和久  
障害者雇用担当官 上代 薫  
TEL 0852-20-7021

## 平成30年 島根県内の民間企業における障害者雇用状況の集計結果

島根労働局（局長 <sup>たむら かずみ</sup>田村 和美）では、平成30年6月1日現在の島根県内の民間企業における「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数45.5人以上に拡大）。

### ○集計結果の主なポイント

#### 1 島根県の民間企業（法定雇用率2.2%）

- ① 実雇用率は2.40%となり、対前年比0.15ポイント上昇しました。（**全国第8位**）

（注）実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模（45.5人以上）の企業で雇用される障害者数をその常用労働者数で除した率。 【表1・グラフ】【表4】

- ② 法定雇用率を達成している企業割合は65.9%（385社）となり、対前年比2.2ポイント減少しました。（**全国第2位**） 【表2】【表4】

### ○島根労働局・ハローワークの今後の取組み

法定雇用率未達成企業に対する達成指導を厳正に実施します。

特に、未達成企業のうち障害者を1人も雇用していない企業に対しては、雇用実現に向けた指導・支援を重点的に実施します。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# 平成30年6月1日現在の島根県内の民間企業における障害者雇用状況の集計結果

## 1 実雇用率

法定雇用率2.2%が適用される民間企業（常用労働者数45.5人以上規模企業）における実雇用率は2.40%で、前年との比較では0.15ポイント上昇した。

【表1】

平成30年6月1日現在

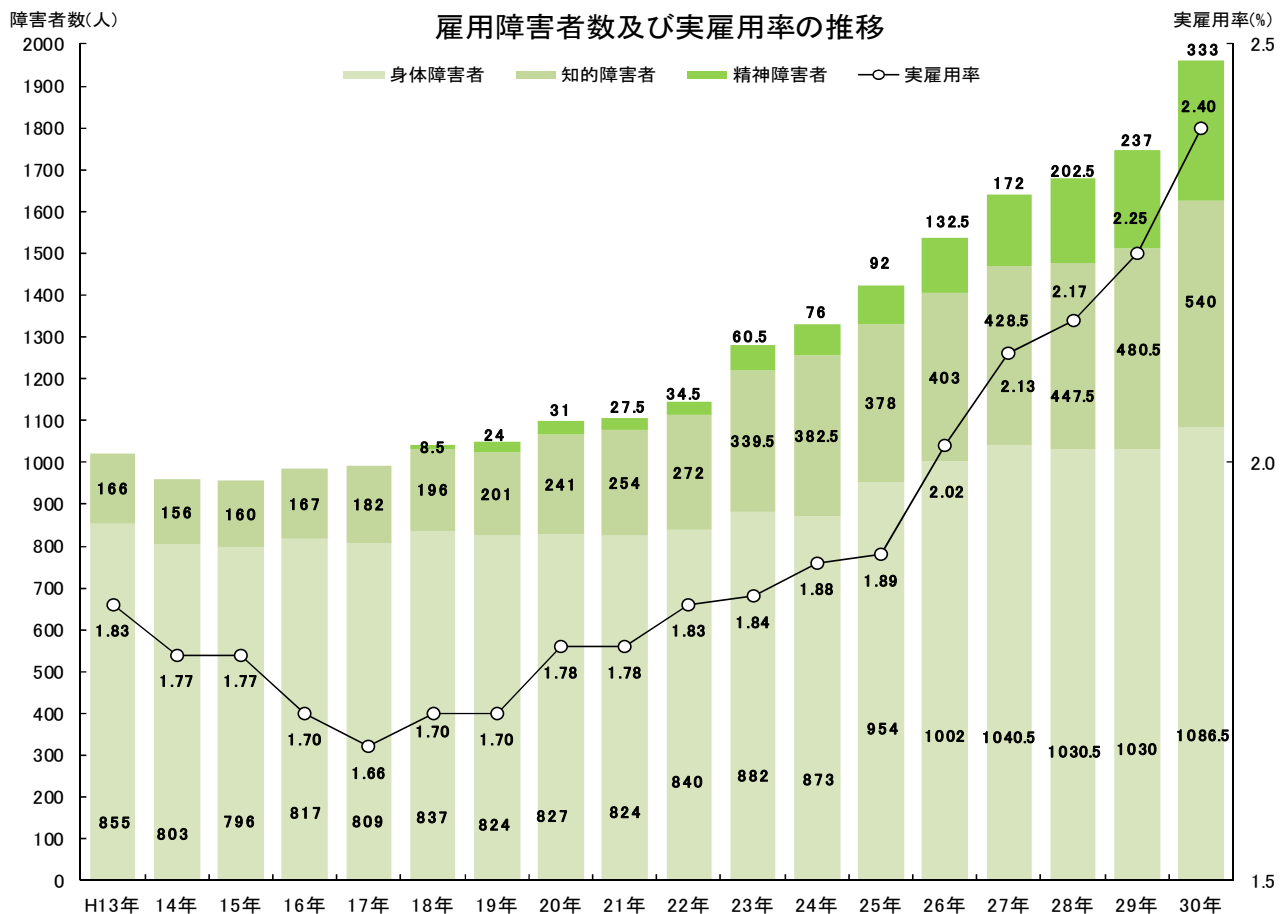
区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
民間企業	81,550.5	1,959.5	2.40	385 / 584	65.9
	(77,761.0)	(1,747.5)	(2.25)	(360 / 529)	(68.1)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、雇用されている常用労働者数から、障害者の就業が困難であると認められる業種において、一定割合の労働者数を除外した人数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとして2.0カウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神短時間労働者は、雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は対象者1人につき0.5カウントを1カウントとした人数である。

3 ( ) 内は、平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



## 2 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は65.9%（385社）で、対前年比2.2ポイントの減少となった。これを企業規模別で見ると、45.5～100人未満規模企業は66.1%（240社）、100～300人未満規模企業は67.8%（122社）、300～500人未満規模企業は53.6%（15社）、500～1000人未満規模企業は66.7%（6社）、1,000人以上規模企業が50.0%（2社）であった。

【表2】

平成30年6月1日現在

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④法定雇用率 達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
規模計	81,550.5 ( 77,761.0 )	1,959.5 ( 1,747.5 )	2.40 ( 2.25 )	385 / 584 ( 360 / 529 )	65.9 ( 68.1 )
45.5～ 100人未満	23,747.5 ( 21,315.0 )	554.0 ( 426.0 )	2.33 ( 2.00 )	240 / 363 ( 211 / 310 )	66.1 ( 68.1 )
100～ 300人未満	28,952.0 ( 28,811.0 )	685.0 ( 638.0 )	2.37 ( 2.21 )	122 / 180 ( 126 / 180 )	67.8 ( 70.0 )
300～ 500人未満	10,717.0 ( 9,060.0 )	285.5 ( 237.5 )	2.66 ( 2.62 )	15 / 28 ( 12 / 24 )	53.6 ( 50.0 )
500～ 1000人未満	5,871.5 ( 6,814.0 )	169.5 ( 182.5 )	2.89 ( 2.68 )	6 / 9 ( 7 / 11 )	66.7 ( 63.6 )
1,000人以上	12,262.5 ( 11,761.0 )	265.5 ( 263.5 )	2.17 ( 2.24 )	2 / 4 ( 4 / 4 )	50.0 ( 100.0 )

(注) ( ) 内は、平成29年6月1日現在の数値で、企業規模50人以上が対象。

## 3 産業別状況

実雇用率は、「農、林、漁業（3.12%）」、「医療、福祉（2.96%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（2.78%）」など8産業で前年を上回った。

法定雇用率2.2%を上回った産業は、「農業、林業（3.12%）」、「医療、福祉（2.96%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（2.78%）」、「製造業（2.48%）」、「宿泊業、飲食サービス業（2.26%）」、「建設業（2.21%）」の順となっている。

【表 3】

平成30年6月1日現在

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④法定雇 用率達成 / 企業数 企業の数	⑤達成割合
産業別	81,550.5 人 ( 77,761.0 人 )	1,959.5 人 ( 1,747.5 人 )	2.40 % ( 2.25 % )	385 / 584 ( 360 / 529 )	65.9 % ( 68.1 % )
農、林、漁業	545.0 人 ( 414.0 人 )	17.0 人 ( 11.0 人 )	3.12 % ( 2.66 % )	8 / 8 ( 5 / 5 )	100.0 % ( 100.0 % )
鉱業、採石業、砂利採取業	54.5 人 ( 55.0 人 )	0.0 人 ( 0.0 人 )	0.0 % ( 0.0 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
建設業	3,753.0 人 ( 3,584.0 人 )	83.0 人 ( 73.0 人 )	2.21 % ( 2.04 % )	32 / 46 ( 31 / 42 )	69.6 % ( 73.8 % )
製造業	20,231.5 人 ( 19,409.5 人 )	501.5 人 ( 467.5 人 )	2.48 % ( 2.41 % )	92 / 129 ( 96 / 125 )	71.3 % ( 76.8 % )
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 人 ( 0.0 人 )	- 人 ( - 人 )	- % ( - % )	- / - ( - / - )	- % ( - % )
情報通信業	1,302.5 人 ( 1,218.0 人 )	13.5 人 ( 14.0 人 )	1.04 % ( 1.15 % )	2 / 12 ( 3 / 11 )	16.7 % ( 27.3 % )
運輸業、郵便業	2,292.0 人 ( 2,056.0 人 )	44.0 人 ( 36.5 人 )	1.92 % ( 1.78 % )	11 / 20 ( 9 / 17 )	55.0 % ( 52.9 % )
卸売業、小売業	12,165.5 人 ( 12,090.5 人 )	263.5 人 ( 242.0 人 )	2.17 % ( 2.00 % )	47 / 78 ( 41 / 72 )	60.3 % ( 56.9 % )
金融業、保険業	4,334.0 人 ( 4,139.5 人 )	91.0 人 ( 87.5 人 )	2.10 % ( 2.11 % )	3 / 9 ( 3 / 7 )	33.3 % ( 42.9 % )
不動産業、物品賃貸業	566.5 人 ( 301.5 人 )	8.0 人 ( 5.0 人 )	1.41 % ( 1.66 % )	4 / 7 ( 3 / 4 )	57.1 % ( 75.0 % )
学術研究、専門・技術サービス業	1,727.0 人 ( 1,444.5 人 )	26.0 人 ( 22.0 人 )	1.51 % ( 1.52 % )	12 / 21 ( 9 / 16 )	57.1 % ( 56.3 % )
宿泊業、飲食サービス業	2,415.5 人 ( 2,001.5 人 )	54.5 人 ( 42.0 人 )	2.26 % ( 2.10 % )	17 / 25 ( 15 / 23 )	68.0 % ( 65.2 % )
生活関連サービス業、娯楽業	1,922.5 人 ( 1,662.5 人 )	35.0 人 ( 34.5 人 )	1.82 % ( 2.08 % )	11 / 20 ( 10 / 16 )	55.0 % ( 62.5 % )
教育、学習支援業	916.5 人 ( 828.5 人 )	8.0 人 ( 10.0 人 )	0.87 % ( 1.21 % )	3 / 12 ( 3 / 10 )	25.0 % ( 30.0 % )
医療、福祉	19,739.5 人 ( 19,012.5 人 )	584.0 人 ( 480.5 人 )	2.96 % ( 2.53 % )	110 / 150 ( 102 / 135 )	73.3 % ( 75.6 % )
複合サービス事業	4,073.0 人 ( 4,071.0 人 )	77.5 人 ( 86.0 人 )	1.90 % ( 2.11 % )	2 / 4 ( 3 / 4 )	50.0 % ( 75.0 % )
サービス業(他に分類にされないもの)	5,512.0 人 ( 5,472.5 人 )	153.0 人 ( 136.0 人 )	2.78 % ( 2.49 % )	31 / 42 ( 27 / 41 )	73.8 % ( 65.9 % )

(注) ( ) 内は、平成29年6月1日現在の数値である。

(参考) 都道府県別民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

【表4】

実雇用率			達成割合			平成30年6月1日現在	
都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	全国	45.9	△4.1	46,217	100,586
1 沖縄県	2.73	0.30	1 佐賀県	66.3	△6.3	400	603
2 奈良県	2.67	0.05	2 島根県	65.9	△2.2	385	584
3 山口県	2.58	0.02	3 宮崎県	63.6	△2.9	523	822
4 佐賀県	2.55	0.01	4 徳島県	60.3	△5.7	308	511
5 岡山県	2.52	0.00	5 高知県	59.7	△1.2	322	539
6 大分県	2.46	0.02	6 大分県	59.4	△2.0	502	845
7 福井県	2.40	0.00	7 鹿児島県	59.1	△2.6	757	1,281
8 島根県	2.40	0.15	8 和歌山県	58.7	△3.4	361	615
9 宮崎県	2.40	0.10	9 三重県	58.1	△3.2	698	1,201
10 長崎県	2.37	0.11	10 秋田県	58.0	△3.0	448	773
11 和歌山県	2.36	0.11	11 沖縄県	57.7	△3.9	568	985
12 鹿児島県	2.34	0.12	12 奈良県	57.4	△5.8	370	645
13 高知県	2.30	0.11	13 長崎県	56.6	△3.5	580	1,024
14 熊本県	2.25	0.01	14 福井県	56.6	△2.0	417	737
15 滋賀県	2.23	0.10	15 長野県	56.5	△4.4	958	1,696
16 青森県	2.23	0.17	16 鳥取県	56.5	△3.2	266	471
17 鳥取県	2.22	0.06	17 山口県	55.9	△3.4	533	954
18 岩手県	2.22	0.06	18 石川県	55.8	△0.9	609	1,091
19 徳島県	2.20	0.03	19 新潟県	55.4	△4.6	1,087	1,963
20 三重県	2.20	0.12	20 熊本県	55.0	△3.9	711	1,292
21 北海道	2.20	0.07	21 岩手県	55.0	△2.5	561	1,020
22 石川県	2.18	0.20	22 富山県	54.9	△3.6	593	1,080
23 愛媛県	2.16	0.19	23 栃木県	54.9	△5.2	679	1,237
24 広島県	2.16	0.11	24 滋賀県	54.8	△5.9	487	888
25 埼玉県	2.15	0.14	25 岐阜県	54.8	△3.6	868	1,584
26 長野県	2.14	0.08	26 山梨県	53.5	△4.2	333	623
27 岐阜県	2.14	0.12	27 群馬県	53.4	△4.1	824	1,544
28 京都府	2.13	0.06	28 香川県	53.4	△4.3	461	864
29 兵庫県	2.11	0.08	29 福島県	53.1	△2.6	757	1,425
30 秋田県	2.07	0.09	30 青森県	52.9	△4.2	530	1,001
31 福岡県	2.07	0.10	31 愛媛県	52.2	△2.0	537	1,028
32 茨城県	2.07	0.10	32 岡山県	51.5	△4.2	735	1,426
33 群馬県	2.06	0.10	33 山形県	50.8	△7.2	485	954
34 新潟県	2.06	0.10	34 茨城県	49.7	△6.2	799	1,607
35 山形県	2.06	0.03	35 京都府	49.5	△3.6	929	1,877
36 静岡県	2.05	0.08	36 千葉県	49.4	△5.1	1,252	2,535
37 宮城県	2.05	0.11	37 宮城県	49.2	△4.0	750	1,525
38 福島県	2.04	0.09	38 福岡県	49.1	△3.0	1,888	3,842
39 富山県	2.04	0.07	39 静岡県	49.1	△3.8	1,460	2,972
40 千葉県	2.02	0.11	40 北海道	48.3	△5.8	1,795	3,713
41 神奈川県	2.01	0.09	41 兵庫県	48.2	△4.5	1,667	3,458
42 大阪府	2.01	0.09	42 広島県	47.1	△3.1	1,073	2,279
43 栃木県	2.00	0.02	43 埼玉県	46.1	△3.3	1,549	3,362
44 山梨県	1.99	0.04	44 神奈川県	43.9	△3.9	2,095	4,767
45 愛知県	1.97	0.08	45 愛知県	43.9	△4.7	2,788	6,348
46 香川県	1.95	△0.01	46 大阪府	41.0	△4.5	3,342	8,152
47 東京都	1.94	0.06	47 東京都	29.6	△4.5	6,177	20,843

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。